

年企発 0329 第 1 号  
令和 6 年 3 月 29 日

地方厚生（支）局  
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
（公印省略）

「厚生年金基金の实地監査について」の一部改正について

「厚生年金基金の实地監査について（平成 25 年年企発 0328 第 1 号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の存続厚生年金基金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

「厚生年金基金の实地監査について（平成 25 年年企発 0328 第 1 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

厚生年金基金の实地監査について（平成 25 年年企発 0328 第 1 号） 新旧対照表

新	旧
<p>存続厚生年金基金(以下、「基金」という。)の指導監査については、「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42 年 5 月 27 日年発第 580 号年金局長通知 以下、「監査通知」という。)に基づき、格別の御配慮を煩わしているところであるが、今回、基金の实地監査の方針を下記のとおり定めたので通知する。</p> <p>第 1 厚生年金基金監査要綱</p> <p>1 監査の目的  <u>基金</u>は、政府管掌の厚生年金保険事業の一部を代行する公法人として公的年金の保険者としての権能を与えているため、法令、通達等に基づき適正に実施されているか個別具体的に検証し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、適正かつ効率的に運営されるよう指導するものであること。基金に対する指導監督は、法的権限に基づき、厚生年金基金制度の運営状況を検査するものであるが、運営の適否の調査のみにとどまらず、基金がより効率的に運営されるよう積極的に指導監督を行うこと。</p> <p>2 監査の留意点          監査に携わる職員（以下、「監査職員」という。）は、監査の目的を十分理解し、その任務が基金の事務全般にわたる監査であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、次の点に留意すること。          (1) 監査職員は、事実の認定、事務処理の判断、意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を持ってしなければならないこと。また、監査において是正・改善を求める場合は、法的根拠及び理由を明確に示したうえで行うこと。          なお、監査において監査職員がその場で判断することが困難な</p>	<p><u>厚生年金基金の指導監査</u>については、「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42 年 5 月 27 日年発第 580 号年金局長通知 以下、「監査通知」という。)に基づき、格別の御配慮を煩わしているところであるが、今回、<u>厚生年金基金の实地監査</u>の方針を下記のとおり定めたので通知する。</p> <p>第 1 厚生年金基金監査要綱</p> <p>1 監査の目的  <u>厚生年金基金</u>(以下、「基金」という。)は、政府管掌の厚生年金保険事業の一部を代行する公法人として公的年金の保険者としての権能を与えているため、法令、通達等に基づき適正に実施されているか個別具体的に検証し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、適正かつ効率的に運営されるよう指導するものであること。基金に対する指導監督は、法的権限に基づき、厚生年金基金制度の運営状況を検査するものであるが、運営の適否の調査のみにとどまらず、基金がより効率的に運営されるよう積極的に指導監督を行うこと。</p> <p>2 監査の留意点          監査に携わる職員（以下、「監査職員」という。）は、監査の目的を十分理解し、その任務が基金の事務全般にわたる監査であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、次の点に留意すること。          (1) 監査職員は、事実の認定、事務処理の判断、意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を持ってしなければならないこと。また、監査において是正・改善を求める場合は、法的根拠及び理由を明確に示したうえで行うこと。          なお、監査の<u>現場</u>において監査職員がその場で判断することが</p>

事案について、その場で曖昧な指導等を行うことなく、監査後に組織的な判断を行ったうえで対処すること。

### 3 監査の類型及び実施方式

監査は、一般監査及び特別監査とし、別紙「平成25年度厚生年金基金監査事項」に基づき、効果的な指導監査の実務に努めること。

#### (1) 一般監査

①・② (略)

③ 実地監査に当たっては、基金に立ち入り又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により、関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取等により事実関係を把握し、法令等に基づき事業運営が適正に実施されているか検査を行うこと。

(2) (略)

4・5 (略)

### 6 監査結果の報告等

厚生局が実施した監査の結果の報告については、毎事業年度終了後、4月末日までに「監査実施結果報告書(厚生年金基金)」により当課あて提出すること。

なお、一般監査及び特別監査の結果、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「改正前厚年法」という。)等の法令違反の疑い又は重大な事務処理誤り等が判明した場合は、速やかにその旨を当課へ報告すること。

困難な事案について、その場で曖昧な指導等を行うことなく、現場から持ち帰り、組織的な判断を行ったうえで対処すること。

### 3 監査の類型及び実施方式

監査は、一般監査及び特別監査とし、別紙「平成25年度厚生年金基金監査事項」に基づき、効果的な指導監査の実務に努めること。

#### (1) 一般監査

①・② (略)

③ 実地監査に当たっては、基金に立ち入り、関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取等により事実関係を把握し、法令等に基づき事業運営が適正に実施されているか検査を行うこと。

(2) (略)

4・5 (略)

### 6 監査結果の報告等

厚生局が実施した監査の結果の報告については、毎事業年度終了後、4月末日までに「監査実施結果報告書(厚生年金基金)」により当課あて提出すること。

なお、一般監査及び特別監査の結果、厚生年金保険法等の法令違反の疑い又は重大な事務処理誤り等が判明した場合は、速やかにその旨を当課へ報告すること。

別 紙

厚生年金基金監査事項

1 2 適用事務に関する事項

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 改正前厚年法第1 2 8条に基づく届出の取扱い

別 紙

厚生年金基金監査事項

1 2 適用事務に関する事項

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 厚生年金保険法第1 2 8条に基づく届出の取扱い